

# 計画策定等における 地方分権改革の推進に向けて

令和4年2月28日

地方分権改革有識者会議

# 目次

はじめに	1
<b>第1 計画策定等に関するこれまでの議論の経緯</b>	<b>2</b>
(1) 地方分権改革推進委員会勧告及びそれに基づく見直し	2
(2) 第3次勧告以降における計画等の策定に関する法律の条項数の推移	6
(3) 令和3年地方からの提案募集における重点的取組み	8
(4) 令和3年地方からの提案募集における計画策定等の主な見直し	10
<b>第2 計画策定等をめぐる課題と論点</b>	<b>17</b>
(1) 計画策定等に関する国の働きかけが増加する背景	17
(2) 計画策定等に関する現状と課題	18
(3) 見直しの対象とすべき計画策定等の範囲	21
<b>第3 令和4年地方からの提案募集における計画策定等の見直しの考え方</b>	<b>24</b>
(1) 計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの	24
(2) (1)以外で、その内容及び手続について見直しを求める必要があるもの	25
<b>第4 計画策定等における基本的な考え方</b>	<b>26</b>
参考1 地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月8日）におけるメルクマール	29
参考2 地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）における計画策定等の分類及び 具体的に講ずべき措置のうち計画等の策定の手続に係るもの	32
参考3 計画の策定等に関する条項について（令和3年2月24日 第44回地方分権改革有識者 会議・第119回提案募集検討専門部会合同会議 提出）	36
参考4 令和3年地方分権改革に関する提案募集における計画策定等に係る提案の内容及び 対応方針一覧	44
参考5 計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について（令和3年11月12日 第47回 地方分権改革有識者会議・第132回提案募集検討専門部会合同会議 了承）	56
参考6 平成23年以降新たに法律により規定された計画等の策定に関する条項	59

はじめに

計画策定等については、法律に規定される計画等の策定に関する条項数が、平成 22 年から令和 2 年の 10 年間で約 1.5 倍に増加しており、地方公共団体においては、増加し続ける計画等に係る事務への対応に多大な労力を要している。

このような状況を踏まえ、令和 3 年地方からの提案募集においては、「計画策定等」を重点募集テーマに設定し、地方からの提案に基づき、地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会において議論を行い、令和 3 年 11 月 12 日に開催された第 47 回地方分権改革有識者会議・第 132 回提案募集検討専門部会合同会議において、「計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について」を了承するとともに、地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけのあり方について、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を行うことを目的として、本会議の下で「計画策定等に関するワーキンググループ」を開催した。

また、「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）において、「地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う」とされた。

以上の経緯を踏まえ、同ワーキンググループでは、全 4 回の会議を開催して検討を行い、とりまとめを行った。

令和 4 年 2 月 28 日に開催された第 48 回地方分権改革有識者会議・第 133 回提案募集検討専門部会合同会議において、同ワーキンググループの報告を受け、審議した結果、本会議として了承したものである。

## 第1 計画策定等に関するこれまでの議論の経緯

### (1) 地方分権改革推進委員会勧告及びそれに基づく見直し

今回、計画策定等（計画等（地方自治体又はその機関による計画、方針、指針、構想等。以下同じ。）の策定、その内容、手続など計画等に関連するすべての行為をいう。以下同じ。）の在り方を検討する上で、これまでの地方分権改革の主な流れを冒頭、簡単に振り返ることとしたい。

地方分権改革は、平成5年に衆参両院で全会一致により議決された「地方分権の推進に関する決議」<sup>1</sup>を踏まえ、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を一貫してできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、「地方政府」の確立を目指しつつ、国と地方の役割分担を徹底して見直す取り組みである。

第1次地方分権改革<sup>2</sup>では、広い意味での関与の縮小廃止方策に改革の主眼が置かれた。特に、通達等による関与を縮小廃止するための方策として、機関委任事務制度を全面廃止した上で、地方公共団体の事務を新たに自治事務か法定受託事務のいずれかに区分したが、原則として自治事務とすることとし、法定受託事務については、その定義とメルクマール（判断基準）を定めた上で、これに該当するものに限った。また、自治事務、法定受託事務の区分に応じて、地方公共団体の事務に対する国、都道府県の関与について、その基本類型を定めるとともに、自治事務について基本類型以外に特別な関与（同意、許可・認可・承認、指示）を許容する場合のメルクマールを定めた。

平成18年12月に成立した地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）に始まる第2次地方分権改革においては、「地方公共団体に対する事務の処理また

---

<sup>1</sup> 平成5年6月3日に衆議院において、同年6月4日に参議院において議決。

<sup>2</sup> 平成7年の地方分権推進法（平成7年法律第96号）に基づき設置された地方分権推進委員会から5次にわたる勧告等を踏まえ、平成11年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号。いわゆる地方分権一括法）として結実した地方分権改革をいう。

はその方法の義務付け」を「義務付け・枠付け」<sup>3</sup>と位置づけ、改革の主たる対象とした。

具体的には、国の法律による事務の「義務付け・枠付け」については、地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月8日。以下「第2次勧告」という。）及び地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日。以下「第3次勧告」という。）等において、見直しが行われたところである。

第2次勧告では、義務付け・枠付け規定の全体像を法律の条項単位で横断的に整理した上で、これをそのまま存置してよいかどうかのメルクマールを設定し、把握した全条項について該当・非該当の判断を示した。

その上で、メルクマールに該当しない法律の規定については、

- ① 廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 手続、判断基準等の全部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容
- ③ 手続、判断基準等の一部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容の順に検討を行い、いずれかの見直しを行うこととした。

なお、第2次勧告におけるメルクマールは、参考1のとおり設定された。

この第2次勧告において、義務付け・枠付けの中でも特に問題があるとされた3分野<sup>4</sup>について、第3次勧告ではさらに掘り下げた検討を行うこととしている。このうちの 하나가、今回改めて議論の対象となっている「計画等の策定及びその手続」である。

この計画等の策定及びその手続については、第2次勧告において、原則として、次の方針で見直すべきであるとされた。

---

<sup>3</sup> 「義務付け」とは、一定の課題に対応すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けることをいい、一定種類の活動に係る計画策定の義務付けも含む。「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うことをいう。もっとも、「義務付け」、「枠付け」は連続的な概念であることから、これを分けて用いることはせず、「義務付け・枠付け」を一体として見直しの対象としている。（第2次勧告より抜粋）

<sup>4</sup> 「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」、「計画等の策定及びその手続」の3分野。

- 計画等の策定の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- 計画等の内容の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）又は条例制定の余地の許容
- 計画等の策定手続のうち、意見聴取、公示・公告・公表等の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）又は条例制定の余地の許容

これを踏まえ、第3次勧告においては、見直し対象範囲を、第2次勧告で示した条項のうち以下のいずれかに該当するものと設定し、分類とそれぞれの分類に応じた具体的に講ずべき措置（表1及び参考2）を示し、見直しを求めた。

- （イ） 地方自治体又はその機関による計画、方針、指針、構想等（以下「計画等」という。）の策定の義務付け
- （ロ） 計画等の策定に当たっての内容（盛り込むべき事項の記載）の義務付け
- （ハ） 計画等の策定に当たっての事前・事後の手続として次のいずれかを課しているもの
- 議決（当該地方自治体のほか、国・関係地方自治体その他の関係者による議決、及びこのための協議会等の場の設置をいう。）、協議・調整・意見聴取等・同意（当該地方自治体による国・関係地方自治体その他の関係者との協議・調整、及び関係地方自治体その他の関係者の意見聴取等・同意、並びにこれらのための協議会等の場の設置をいう。ただし、（b）の対象となるものを除く。）、認定
- 公示・公告・公表、閲覧・縦覧等

表1 第3次勧告における計画等の策定の分類及び具体的に講ずべき措置<sup>5</sup>

整理記号 及び分類	記号	具体的な規定の内容	具体的に講ずべき措置
c2 計画等の策定 及びその内容	①	私人の権利・義務に関わる行政処分 の直接的な根拠（私人、他の地方自 治体の費用負担の直接的な根拠を 含む。）となる計画を策定する場合	計画等の策定及び内容（①～③ に係る部分）の義務付けの存置 を許容
	②	地方自治体の区域を越える一定の 地域について総量的な規制・管理を 行うために計画を策定する場合	
	③	基本的事項について市町村による 一定の判断があることを直接的な 根拠として都道府県が計画を策定 する場合	
	④	法制度上、国の税制・財政・法制上 の特例措置が講じられる計画又は 特例措置を講ずることを促す計画 を策定する場合	次のいずれかの措置を講ずる ・計画等の策定及びその内容に 係る規定そのものの廃止 ・④に係る計画等の内容の義務 付けの存置を許容した上で、 計画等の策定に係る規定の 「できる」規定化又は努力義 務化 ・c2①～③に係る部分と不可分 である場合、計画等の策定の 義務付けの存置は許容される こととなるが、④に係る計画 等の内容が任意的記載事項で あることの明確化
	上記①～④に該当しない場合		次のいずれかの措置を講ずる ・計画等の策定及びその内容に 係る規定そのものの廃止 ・計画等の策定に係る規定の 「できる」規定化又は努力義 務化、及びその内容に係る規 定の例示化又は目的程度の内 容への大枠化

<sup>5</sup> 計画等の策定に係る手続については参考2を参照。

これらについては、地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日閣議決定）や地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）において、見直し内容が決定され、法律事項については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号。いわゆる第 1 次一括法）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号。いわゆる第 2 次一括法）等において、義務規定の廃止や努力義務化等の措置<sup>6</sup>が講じられたところである。

## （2）第 3 次勧告以降における計画等の策定に関する法律の条項数の推移

令和 3 年 2 月に開催された地方分権改革有識者会議において報告された調査（参考 3）<sup>7</sup>では、計画等の策定に関する法律の条項数は、図 1 に示すとおり、平成 22 年時点の 345 条項から令和 2 年時点で 505 条項となり、10 年間で約 1.5 倍に増加していることが明らかとなった。これらの新規立法及び改正法には、政府提案に基づくものだけでなく議員立法によるものも含まれている。

---

<sup>6</sup> 第 1 次一括法及び第 2 次一括法等において計画策定等に係る 401 条項の見直しを実施。このうち、策定が義務付けられた計画自体が廃止されたものは、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）における「民生委員の指導訓練の計画」等計 5 計画、策定義務が努力義務化されたものは、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）における「市町村交通安全計画」等計 10 計画。

<sup>7</sup> 「計画の策定等に関する条項の一覧」（令和 2 年 12 月末時点）。地方公共団体が策定する計画のほか、方針、指針、構想等計画に準じたものを対象に、策定に関する規定、内容に関する規定、手続に関する規定等を調査したもの。調査結果の詳細については参考 3 を参照。



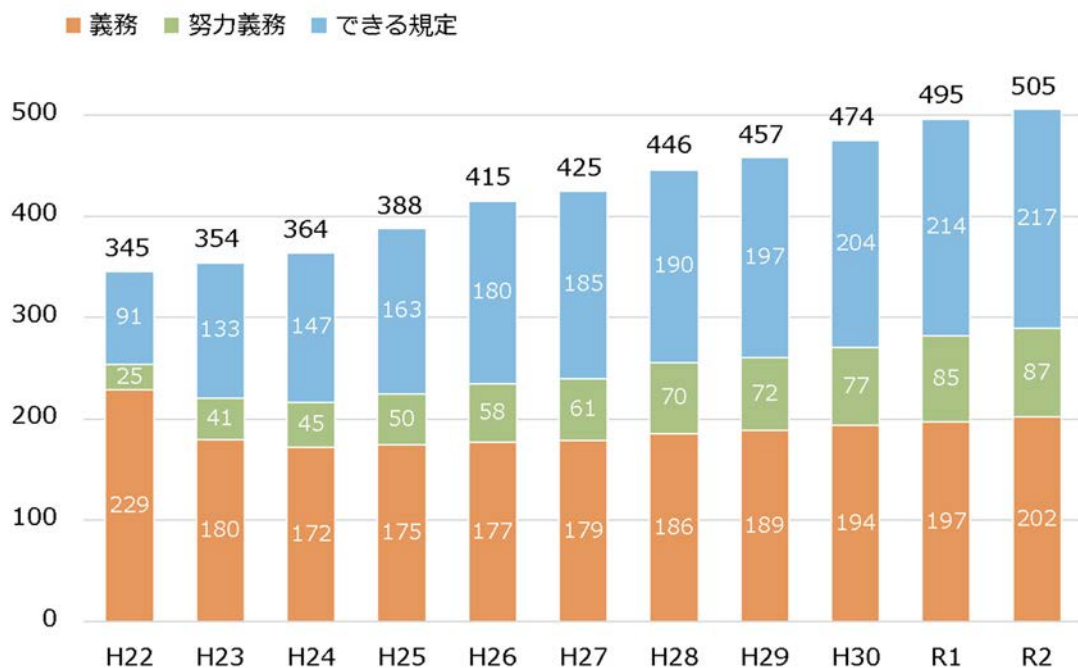


図1 計画等の策定に関する条項数の推移

近年の計画等の策定に関する規定の増加については、「地方分権改革の推進に向けた研究会報告書」（令和2年10月、全国知事会地方分権推進特別委員会及び地方分権改革の推進に向けた研究会）において、「近年は、法令で明確に義務付けてはいないものの、「努力義務」又は「任意」によって地方公共団体に計画等の策定を促し、場合によっては国庫補助金などの財政的なインセンティブを絡めることにより、国が地方を誘導しようとする手法が増加傾向にあり、計画策定等の負担が重くなっている」とした上で、「国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを求めていくことが必要である。また、関連する複数の分野においてそれぞれ個別計画を策定するよりも、各計画の政策目的をつなぎ合わせて総合的な計画をつくる方が、効率的かつ複合的な課題の解決には有効であり、趣旨・目的が重複している計画や、時代の変化によって必要性が低下している計画等は、統廃合などの見直しを行っていくべきである。」と見直しの必要性が訴えられている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）においては、「市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策

定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。」とされ、必要な見直しが進められているところである。

### (3) 令和3年地方からの提案募集における重点的取組み

令和3年地方からの提案募集に際し、地方分権改革有識者会議においては、計画策定等の義務付け等により必要以上に地方公共団体に負担を強いることは、真に住民に必要とされている行政サービスの優先的な実施や行政効率に支障が生じかねず、地方分権改革の趣旨から適当ではないとの考えのもと、「計画策定等」を重点募集テーマとして決定<sup>8</sup>し、地方公共団体に対し計画等の策定やその手続を義務付ける規定等の見直し<sup>9</sup>に係る提案を募集した。コロナ禍で地方の現場は多忙を極める状況にあったが、地方からは多くの提案が寄せられ、関係府省との間で調整を行った案件は29件に上った。

このうち25件については、令和3年における「重点事項」として、地方分権改革有識者会議の下で開催されている提案検討部会において、各府省との間で二度に渡るヒアリング等を通じて、集中的な検討が行われた。

これらの調整を経て、計画策定等に係る提案のうち28件については「提案の趣旨を踏まえ対応」、残り1件については「現行規定での対応可能」という結果が得られた。当該29件の提案の概要及びその対応方針は参考4に示すとおりである。

これらの提案に係る検討過程においては、地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会において、多くの議論が行われたところである。特に、地方からの提案に関して、関係府省及び提案団体と直接向き合って議論を行っていた提案募集検討専門部会としては、計画策定等については、この一年間での議論だけでは不十分であり、引き続き見直しが必要であるとの問題意識を持ち、令和3年11月12日に開催された地方分権改革有識者会議において、「計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について」（参考5）とするとりまとめ（以下

---

<sup>8</sup> 令和3年2月24日開催の地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議

<sup>9</sup> 計画等の策定に係る規定の見直し、計画等の内容に係る規定の見直し、計画等の策定に係る手続の見直しを挙げた。

「有識者会議とりまとめ」という。)を提出し、同会議においてその内容が了承された。

この有識者会議とりまとめでは「地方の自主性及び自立性を確保する観点から、以下の視点に十分留意しながら、計画等の策定及びその手続に係る一般通則的ルールを明確化した上で、一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけ<sup>10</sup>について、真に必要なものに限るとともに、新たなものについてもできる限り抑制するべきと考える。」とされ、計画策定等について検討を続ける上での視点を示している。

- ① 施策を推進する目的やその効果に対し、一定の方式による計画の策定等を求める手法が必須かどうか。
- ② 団体の規模の如何にかかわらず、全国一律に策定を求めることが適当かどうか。
- ③ 他の地方公共団体と共同での策定も可能であることを原則とすべきではないか。
- ④ 当該事項と関連する他の事項の計画と一体をなす形での策定や、当該事項を包括する総合的な計画の中に織り込む形での策定も可能であることを原則とすべきではないか。
- ⑤ 計画に定めるべき事項及び策定手続（変更手続を含む。）については、地方の自主性に委ねることを原則とすべきではないか。

こうした経緯を経て、令和3年12月21日に地方分権改革推進本部（本部長：岸田内閣総理大臣）で決定され、同日閣議決定された「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、今般の計画策定等に係る諸問題に対して、「地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。」ことが明記された。

---

<sup>10</sup> 一定の計画等の内容の項目、計画等の策定の手続、計画等の形式等の方式に従って計画等の策定を義務付けたり誘導したりする手法。

#### (4) 令和3年地方からの提案募集における計画策定等の主な見直し

令和3年地方からの提案募集における計画策定等に係る地方からの提案、各府省とのヒアリングを担った提案募集検討専門部会の意見、対応方針について、その主なものは以下のとおりである。

##### ① 計画等の策定義務の廃止を求めたもの

**【例】** 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に基づく「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止<sup>11</sup>

##### <提案概要>

「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止を求める。都道府県分別収集促進計画は各市町村が策定する分別収集計画のデータを取りまとめている部分がほとんどであるため、計画の策定ではなく、市町村分別収集計画のデータを都道府県のホームページ上で公開することに留める等、事務の簡略化を求める。

##### <提案募集検討専門部会からの主な意見>

- ・データ部分は結果として市町村計画のデータの積み上げであるため、実質的な意義は小さいのではないか。
- ・分別収集は市町村の自治事務であるのにもかかわらず、都道府県が市町村計画に係る調整を行うことは、過大な事務負担ではないか。
- ・努力義務とされている都道府県から市町村への必要な支援等について、3年ごとに計画を策定するという手法まで規定することは過大ではないか。

##### <対応結果（令和3年対応方針抜粋）>

##### 【環境省】

(7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

(i) 都道府県分別収集促進計画（9条1項）については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、そ

---

<sup>11</sup> 参考4 通番10「都道府県分別収集促進計画策定の義務付けの廃止」

の運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。

② 既存計画等との統合や一体的策定を可能とすることを求めたもの

【例】環境分野における各種計画策定の統廃合<sup>12</sup>

＜提案概要＞

気候変動適応法（平成30年法律第50号）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。

＜提案募集検討専門部会からの主な意見＞

- ・現行制度上も可能とのことだが、法令上何らかの形で複数の計画が統合できることを明示できないか。
- ・環境分野は、各個別法が多様な計画を地方公共団体に求めているため、それぞれ改定時期や計画期間等が異なる。何らかの形で法令上調整できれば地方公共団体も柔軟に対応しやすくなるのではないか。
- ・条例に基づく計画との統合というのも一つの議論。
- ・全国一律に努力義務という形で画一的に規定するのではなく、各地方公共団体の実情に合わせた方法を可能とすべきではないか。

＜対応結果（令和3年対応方針抜粋）＞

【環境省】

(8) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）

(i) 地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律21条）、行動計画（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項）及び地域気候変動適応計画（気候変動適応法12条）については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。

---

<sup>12</sup> 通番9「環境分野における各種計画策定の統廃合」

③ 計画等の内容に係る見直しを求めたもの

【例】農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)に基づく「農村地域産業等導入基本計画」の廃止等<sup>13</sup>

<提案概要>

都道府県に策定が実質的に義務付けられている農村地域産業等導入基本計画を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。

<提案募集検討専門部会からの主な意見>

- ・ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号)や特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)のように都道府県なりの関与があれば、必ずしも計画という手法である必要はないのではないか。
- ・ 直に市町村が国に同意協議すればいいのではないか。
- ・ 市町村が特例を活用する際に都道府県計画がなければ活用できないのは、実質的な義務付けとなっているのではないか。

<対応結果(令和3年対応方針抜粋)>

【農林水産省】

(13) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号)

都道府県が定めることのできる当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画(4条)については、都道府県の当該計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、当該計画の記載事項に係る見直しを行う。

④ 計画等の策定に係る手続の見直しを求めたもの

【例】下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく計画の変更手続等の見直し<sup>14</sup>

<提案概要>

公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、

---

<sup>13</sup> 通番13「農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し」

<sup>14</sup> 通番16「流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和」及び通番17「下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し」

その変更する面積の範囲が狭小であるとき等は、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 5 条の 2 で定める軽微な変更該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求める。仮に、現在でも国土交通大臣への協議等が不要な場合は、その旨を明確化することを求める。

2 つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とすることを求める。

※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求める。

- ・計画変更が不要な場合の拡大
- ・地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の迅速化・提出書類の簡素化

<提案募集検討専門部会からの主な意見>

- ・複数の都府県の間で協議が整っている場合には国が関わる必要はないのではないか。
- ・都府県が市町村と調整することと都府県の間で調整することの差はなにか。都府県の間での調整が整わない場合に限り国が調整を行えばよいのではないか。
- ・複数の整備局にそれぞれ協議するような形となっているため、国交省として一本化する必要があるのではないか。
- ・私権制限だからといって例外なく協議を要求する必要はないのではないか。
- ・協議と言いつつ実際に修正等を行った実績がないため、報告だけで済むのではないか。

<対応結果（令和 3 年対応方針抜粋）>

【国土交通省】

(11) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

(ii) 流域別下水道整備総合計画（2 条の 2 第 1 項）に係る国土交通大臣への協議については、以下の措置を講ずる。

- ・二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議（同条 7 項）については、届出とする。
- ・当該計画に含まれる二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河

川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県に令和4年中に通知する。

- ・流域別下水道総合整備計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等を行うこととし、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に通知する。公共下水道の事業計画の変更（4条6項）のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。

(iii) 公共下水道の事業計画の変更（4条6項）のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。

#### ⑤ 計画等の策定期間の弾力化を求めたもの

【例】障害者基本法（昭和45年法律第84号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく「都道府県障害者計画」、「都道府県障害福祉計画」等における計画期間の見直し<sup>15</sup>

##### <提案概要>

都道府県障害者計画と都道府県障害福祉計画等の統合等を促進するため、障害福祉計画を障害者基本計画と同じく5か年計画とすることを求める。または、障害者基本計画を6か年計画とすることを求める。

##### <提案募集検討専門部会からの主な意見>

- ・一方の計画期間が5年、他方の計画期間が3年というのは、制度設計全体として問題があるのではないか
- ・地方公共団体としては、国の計画が変更されることに合わせて、地方公共団体の計画も変更しないわけにはいかないのではないか。
- ・3年という計画期間について、見直しのサイクルを入れるには短すぎるの

---

<sup>15</sup> 通番3「都道府県障害者計画、都道府県障害福祉計画等における計画期間の見直し及び計画内容の簡素化」（計画期間に係る部分に限る）



ではないか。

- ・計画期間を報酬改定に合わせるといふ発想はやめたほうがいいのではないか。

<対応結果（令和3年対応方針抜粋）>

**【内閣府】**

(10) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）

障害者基本計画（11条1項）の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、都道府県障害者計画（同条2項）及び市町村障害者計画（同条3項）については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。

**【厚生労働省】**

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

(ii) 障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項）及び障害児福祉計画（児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項）については、以下のとおりとする。

- ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

これら計画策定等に関する令和3年における地方からの提案等に対する対応を総括すれば、「①計画等の策定義務の廃止を求めたもの」<sup>16</sup>については、調整が難航したものが多く、直ちに廃止に至ったものはなかった。

---

<sup>16</sup> 通番2「都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止」及び通番10「都道府県分別収集促進計画策定の義務付けの廃止」等

「②既存計画等との統合や一体的策定を可能とすることを求めたもの」<sup>17</sup>に関しては、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体的なものとして策定することが可能であることを改めて明確化するという対応を多く得ることができた。関係府省の多くも計画策定等の趣旨や目的が損なわれない限り、その形式にこだわらない姿勢を見せた。

「③計画等の内容に係る見直しを求めたもの」<sup>18</sup>や「④計画等の策定に係る手続の見直しを求めたもの」<sup>19</sup>については、提案の趣旨に沿って、義務的記載事項の簡素化や必須とされた手続の見直し、策定マニュアルの弾力化といった成果が得られた。また、④に関しては、これまで必要としていた国への協議を届出に代えることにより、地方公共団体だけでなく、国にとっての事務負担軽減にもつながるものといえる。

「⑤計画等の策定期間の弾力化を求めたもの」<sup>20</sup>についても、その一部について、地方公共団体が実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するという対応が得られた。これにより地方公共団体が持つ複数の計画を調和させながら、並行して策定・改定できることとなり、策定作業が効率化することが期待される。

内閣府からの検討要請を受けた関係府省は、地方からの提案を真摯に受け止め、より地方公共団体の事務負担を軽減し、本来の政策目的に沿った施策が実施しやすくなるような観点からの検討を丁寧に行う例が多くみられたことは評価すべきである。

一方で、自治事務に関する計画策定等について、具体的な策定方法などを示した通知やマニュアル等が技術的助言であることを明記せず、地方公共団体側にはそれを遵守することが義務に等しいと受け止められかねないケースも見られた。また、策定が義務ではない計画等について、策定していない個別の団体名を

---

<sup>17</sup> 通番9「環境分野における各種計画策定の統廃合」及び通番11「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画における第二種特定鳥獣管理計画との統合等」等

<sup>18</sup> 通番13「農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し」及び通番21「地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画に係る事務の見直し」等

<sup>19</sup> 通番1「市町村子ども・子育て支援事業計画において定める量の見込みの算出方法の見直し」及び通番17「下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し」等

<sup>20</sup> 通番3「都道府県障害者計画、都道府県障害福祉計画等における計画期間の見直し及び計画内容の簡素化」及び通番6「市町村介護保険事業計画の計画期間の見直し」等

国の HP で公表しているケース<sup>21</sup>もあった。

## 第2 計画策定等をめぐる課題と論点

### (1) 計画策定等に関する国の働きかけが増加する背景

前述のとおり、令和3年に地方分権改革有識者会議で報告された調査では、計画等の策定に関する法律の条項数は、平成22年から令和2年までの10年間で、約1.5倍に増加していることが明らかとなった。

このように計画策定等に関し、地方公共団体に対する国の働きかけが増加する背景としては、以下のようなことが考えられる。

- ① 第1次地方分権改革により機関委任事務の廃止や地方公共団体に対する国の関与の見直しが行われたことによって、国から地方公共団体への関与がより限定的となったこと。
- ② 第2次勧告及び第3次勧告での見直しにおいては、計画等の策定及びその手続に関して見直しを図ったものであるが、見直し対象範囲は義務付け規定としており、その講ずべき措置として、規定の努力義務化や「できる」規定化を許容していたこと。
- ③ 国が抱える種々の政策課題の解決に地方公共団体の実行力を活用するため、国が示す基本方針等に基づき、地方公共団体自ら計画等を策定させる手法は、直接的な義務付けに比べ、地方の自主性・自立性に配慮したように見えること。
- ④ 行政マネジメントとして施策におけるKPIの設定やPDCAサイクルによる改善を目的として、計画等の策定という手法が望ましい形態と考えられるようになってきたこと。
- ⑤ 計画等の策定や公表、協議等の義務付けが、新規立法において必須となる法律事項の重要な項目となるケースがあること。

---

<sup>21</sup> 通番25「地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画を統合して策定できることの明確化」等【提案を受けて対応済】

## (2) 計画策定等に関する現状と課題

### <計画等の策定に関する法律の状況>

平成23年以降新たに法律により規定された計画等の策定に関する条項数（図2及び参考6）について、その内容を分析すると、増加した185条項のうち、策定義務を課す規定は41条項に対し、努力義務とする規定は46条項、「できる」とする規定は98条項であり、過去の分権改革において見直しの対象となった義務規定に比べ、努力義務規定及び「できる」規定が増加している。

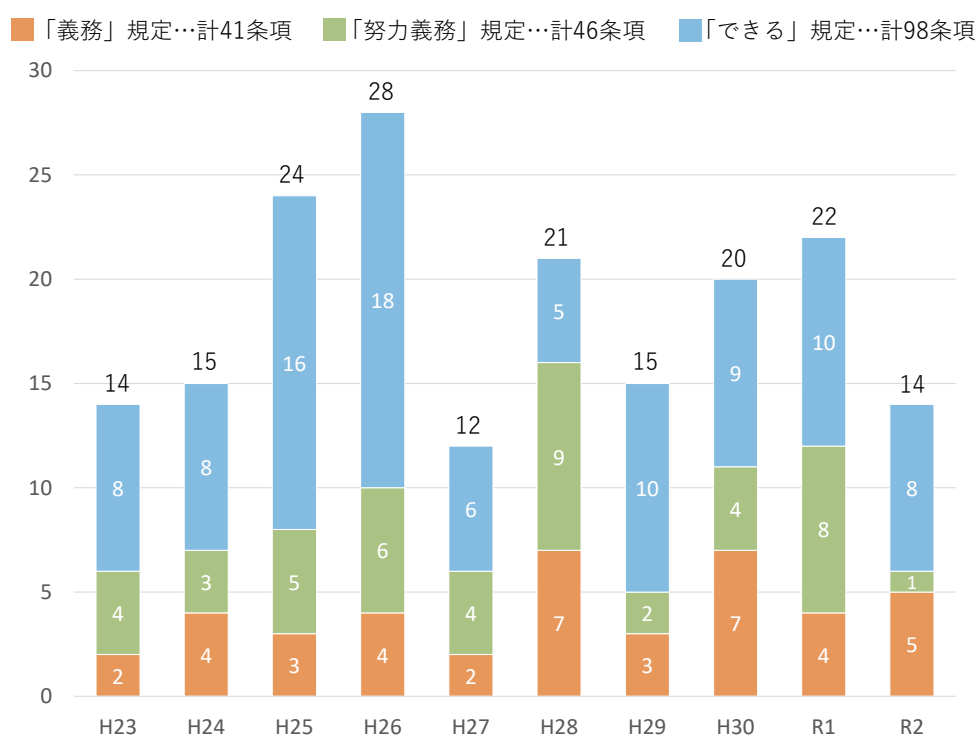


図2 平成23年以降新たに法律により規定された計画等の策定に関する条項数の推移<sup>22</sup>

義務規定に比べ、努力義務規定や「できる」規定は、計画等を策定するか否かについて地方の裁量に委ね、その自主性を重んじたようにも見える。しかしながら、義務規定がない計画等に関しても、他の地方公共団体との横並び意識を背景に、地方公共団体における策定状況が随時公表されているケース、未策定の団体

<sup>22</sup> 計画の策定等に関する条項の一覧表（令和2年12月末時点）より抜粋。計画等の数ではなく、あくまで計画等の策定を規定する法律の条項数を整理したもの。

に対し、所管府省が様々な働きかけをするケースが見られるほか、計画等を策定することが、国の補助金や交付金の前提条件として扱われるケースもある。これらのケースでは、例え義務付けでなかったとしても地方公共団体側にとって計画等を策定しないという選択肢がなくなり、策定を迫られる構造となっており、いわば実質的な義務付けがなされているともいえる。

また、各府省の有する権限や影響力を背景に、法令上に明文の規定なしに、通知等によって地方公共団体に計画等の策定を求めるケースがあることにも留意すべきである。

#### <計画策定等をめぐる問題意識>

こうした計画策定等について、全国知事会は「国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある」としており<sup>23</sup>、予算や人員等の経営資源が制約される中、地方公共団体にとって過重な負担になっていると指摘している。

また、国会においても質疑が繰り返されるなど、地方のみならず国においても強い問題意識が持たれている。

このほかにも、計画策定等をめぐっては、次のような課題もある。

- ・ 地方公共団体の事務負担がひっ迫していることから、計画等の策定そのものや策定に係る会議運営等の事務をコンサルタント会社へ外部委託しているケースもあり、そのための委託費が過大な財政負担になっている。
- ・ 計画等の策定を外部委託した結果、検討過程のノウハウの蓄積が当該地方公共団体内に残らず、結果として「計画等が完成しただけ」にとどまり、KPIの設定やPDCAサイクルによる進捗管理や政策評価が十分実施されない。
- ・ 計画等の策定にあたって、調査等の手続及びその方法について国が指針やマニュアル等により実質的に義務付けている場合において、地方公共団体が各団体の特性を踏まえた手法で策定する場合と比較して、職員の事務の負担のみならず、住民や事業者へのアンケートの実施等外部委託に係る財政的な負担が生じている。
- ・ 既に同内容の計画等が存在するにもかかわらず、補助金の申請を主たる目的として新たに策定される計画等についても、計画等の策定自体が目的化して

---

<sup>23</sup> 全国知事会「地方分権改革の推進について」（令和3年6月10日）

いる。

- ・ 本来国が行うべきことにもかかわらず、地方公共団体において計画等を策定させることで、結果的に地方公共団体が責任を負うこととなっている。

一方で、今後のデジタル化の進展により、報告・情報提供や市民等との情報共有のあり方にも変化を及ぼすことも念頭に入れて検討すべきであり、全市町村、都道府県、国共通のプラットフォームを用いることで情報連携を可能とし、事務を簡素化するなど、計画等にこだわらない取組について検討を行っていくべきである。

### ＜計画策定等に関する地方公共団体の事務負担～逆三角形の構造～＞

こうした計画策定等に要する事務負担は、人員や体制が限られた小規模な市町村ほど負担感が重くなっている。この点について有識者会議とりまとめでは、「各府省の業務は、都道府県では「部」に、市町村では「課」に相当する組織において担われており、新たに一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけは、いわば「逆三角形の構造」で現場の負担を増すこととなっている」と表現されている。

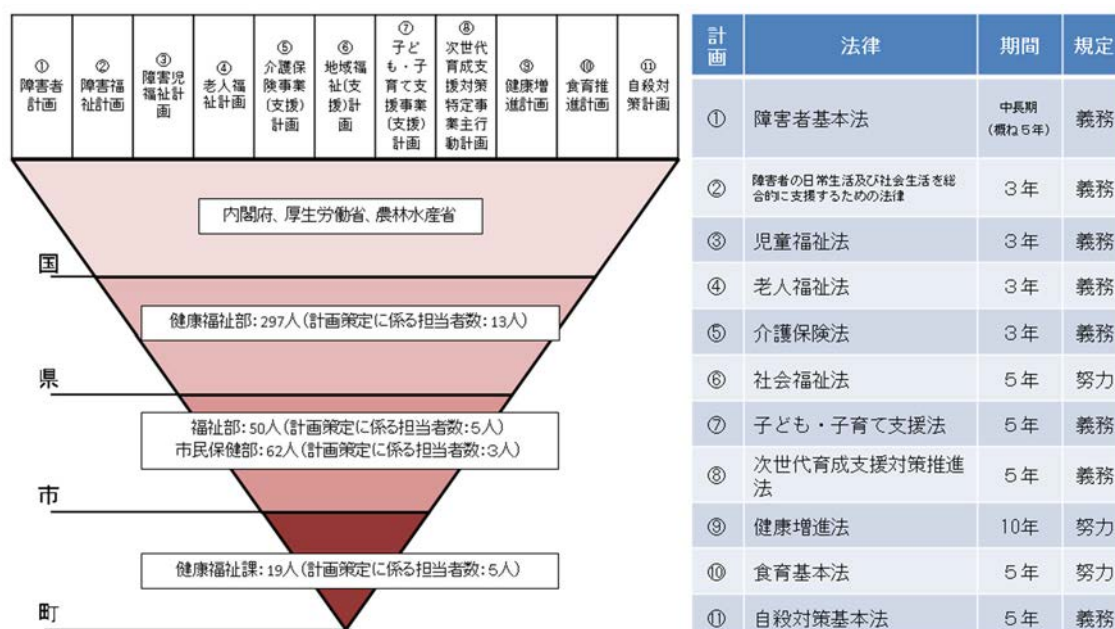


図3 計画策定等に係る人員組織体制と事務負担の例～逆三角形の構造～

図3で示すとおり、国においてそれぞれの所管府省で所管している計画等が、都道府県では一つの「部」に、市町村では一つの「課」に相当する組織において担われており、結果として現場に一番近い市町村では一つの課において、複数の計画等に係る事務を行わなければならない状況にある。さらに小規模な町村では、一つの係で複数の計画等を担当する実態もみられる。

一つの計画等を担当するだけでも、その策定に当たっては、関係する制度や背景を理解し、所管府省からの膨大な通知やマニュアルを読みこなした上で、所管区域における様々な基礎数値やデータを収集・整理し、策定のため必要な合議組織を設置・運営し、住民や関係団体にも説明や意見聴取の機会を設けなければならない。さらに、国等への協議や必要な調整を経て計画等を策定した後も、住民にわかりやすくそれを公表し、進捗管理し、必要な修正や改定を継続しなければならない。また、計画期間も異なることから、類似する分野の計画等であっても更新時期が異なり、毎年のように更新、改定を繰り返すといったケースもある。

#### <地方分権改革における計画策定等の在り方>

国が求める政策目的や基本指針と整合をとりつつ、地方公共団体が計画的に自らの経営資源を活用し、住民に対して行政サービスを提供し、必要な役割を果たすことは重要である。関係府省においては、地方公共団体が、できる限り詳細かつ正確に政策目的を理解した上で、必要な役割を果たしてもらうことを期待して、策定に当たってのガイドラインやマニュアル等を示すことで、丁寧にその責任を果たそうとしている姿勢自体は十分理解できる。

しかし、計画策定等に係る負担が大きくなりすぎた結果として、計画等を策定すること自体が目的化してしまい、求められる施策の実施が二の次になりかねないといった、まさに本末転倒の状況には陥るようなことがあってはならない。

#### (3) 見直しの対象とすべき計画策定等の範囲

地方公共団体における計画等の策定は、自らの行政を効率的かつ計画的に行うことで行政目的を達成しようとするための手段であり、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものであり、地方の自主性・自立性が最大限確保されるべきものである。

前述のとおり、計画策定等については、特に第2次勧告及び第3次勧告において全体像を法律の条項単位で横断的に整理した上で見直しが進められてきたが、これらの見直し対象範囲は、義務付け・枠付けについてであり、その講ずべき措置として、規定の努力義務化や「できる」規定化も許容していた。また、これらの勧告では、法律の規定を対象として見直しを行っており、政省令や通知等を根拠とする計画等に関しては、義務付けとなっているか否かにかかわらず見直しの対象とはなっていない。

今回の見直しに当たっても、過去の累次の勧告のように存置を許容する場合のメルクマール等を示した上で、法令の条項ごとに該当するかしないかを判断し、一律に見直すという手法も考えられる。

しかしながら、現在の地方分権改革においては、法律で時限設置された委員会等において、膨大な仕分け作業を行った上で各府省と議論を行う方式ではなく、地方の発意に基づく提案募集方式<sup>24</sup>により見直し対象を確定した上で、恒常的体制で制度の見直し等を行っている。

また、第1で見たように、令和3年地方からの提案募集において寄せられた提案においても、そもそも第2次勧告及び第3次勧告において見直しの対象に含まれていなかったものや存置を許容する場合のメルクマールに該当しているものも含まれており、その結果、計画策定等をめぐる多くの論点も浮き彫りになってきたところである。

こうした検討経緯を踏まえれば、メルクマール等により該当・非該当の判断を行い、見直しの進め方について提言していくような方式ではなく、見直し対象をできる限り広範に捉え、さらには、法令等の位置付けにかかわらず、対象とすべきである。

一方で、地方の自主性・自立性を確保しつつ、住民にも分かりやすい形で目指すべき政策目標や期間、施策の内容等を示す上で、国が地方公共団体に対し計画策定等を求めるという手法が適していると考えられる分野もある。

国において、全国統一的に総量管理を行うことで限られた資源を調整する必要がある場合においては、地方公共団体に計画等を策定させることが許容され

---

<sup>24</sup> 「地方分権改革に関する提案募集の実施方針（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）」に基づき、現在まで実施されているもの。



るものと考えられる。

また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）における地域防災計画のように、国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要な場合や、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）における都市計画のように、私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠となる場合についても、計画等という手法を必須とする制度設計自体は否定されるべきではない。

税制上の特例措置の前提として、法令に根拠を有する計画等の策定を求めることも、租税法律主義の観点から必要である。また、法制上、規制緩和等に関する特例措置を講じる前提として、法令で定める計画等の策定等を求める場合<sup>25</sup>も同様と考えられる。

財政上の特例措置の前提としての計画等については、二つの側面がある。すなわち、詳細な補助メニューやそれに対応した煩雑な補助申請手続の代替として、包括的な計画等を策定し、それに位置付けることで、国の交付金の対象とするようなケースは、むしろ地方分権に親和的な手法と評価できる。また、国が政策目的にも応じた財政措置を行う上で、対象となる経費等の要件を定めることは許容されており、その一環として計画等の策定を求めること自体、禁じるべきとまでは考えない。

しかし、令和 3 年の地方からの提案にもみられたように、補助金や交付金の対象となる事業が変更されるたびに計画の変更手続を求め、さらに補助金等の手続も求めるようなケース<sup>26</sup>に関しては、そもそも計画等の策定が必要かという点を含め検証すべきである。

以上のことから今回の見直しに当たっては、より検討を深めやすくする観点から、対象を「法令上の根拠の有無を問わず、地方公共団体に対して計画等の策定を求めているものすべて」とした上で、

① 計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの

---

<sup>25</sup> 例えば、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）に基づく復興推進計画が内閣総理大臣に認定された場合は、当該計画の区域内に税制上の特例措置が講じられるほか、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）や農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）等の法制上の特例が適用される仕組みとなっている。

<sup>26</sup> 通番 15「地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止」等

② ①以外で、その内容及び手続について見直しを求める必要があるものに区分して見直しを進めるべきである。

### 第3 令和4年地方からの提案募集における計画策定等の見直しの考え方

ここまでの検討を踏まえると、今回の見直しに当たっては、令和4年地方からの提案募集において、地方の発意に基づき、見直すべき計画策定等に関する提案を以下の視点等を踏まえ、重点的に募集し、具体的な支障事例を検証しながら、内閣府において関係府省と具体的な見直しに向けた検討を行うべきである。

また、その際、デジタル技術の活用により、地方公共団体の事務負担の軽減を図り、計画策定等においても地方の自主性・自立性が確保されるよう留意すべきである。

併せて、内閣府においては、各府省に対し、それぞれが所管する計画等に関して、地方の自主性・自立性を高める観点から、以下の視点に沿った同様の見直しを要請すべきである。

なお、提案募集制度の趣旨に鑑み、これらの視点等にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付けるべきことも付言する。

#### (1) 計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの

以下に該当するような計画等（法令上の根拠の有無を問わない。）にあつては、計画等の策定そのものの廃止又は他の手段に代替するという措置を検討すべきである。

- (ア) 国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
- (イ) 実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの
- (ウ) 地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
- (エ) 政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの

(オ) 計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの

なお、以下に該当するような計画等にあつては、国が地方公共団体に対し計画策定等を求めるという手法が許容され得るものとして留意する。

- i 全国的な総量規制・管理のために必要なもの
- ii 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であつて、全国的に統一して定めることが必要とされるもの
- iii 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠となっているもの
- iv 国が税制上、法制上の特例措置を講ずる直接的な根拠となっているもの

(2) (1) 以外で、その内容及び手続について見直しを求める必要があるもの

以下に該当するような計画等（法令上の根拠の有無を問わない。）の内容や手続に関する規定等（通知やマニュアル等において求められているものを含む。）にあつては、地方の自主性・自立性を高める方向で見直しを検討すべきである。

- (ア) 義務的な（実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。）記載事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの<sup>27</sup>
- (イ) 策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの<sup>28</sup>
- (ウ) 義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの<sup>29</sup>
- (エ) 義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの（計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。）<sup>30</sup>

---

<sup>27</sup> 通番 13「農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し」等

<sup>28</sup> 通番 1「市町村子ども・子育て支援事業計画において定める量の見込みの算出方法の見直し」等

<sup>29</sup> 通番 16「流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和」等

<sup>30</sup> 通番 3「都道府県障害者計画、都道府県障害福祉計画等における計画期間の見直し及び計画内容の簡素化」等

- (オ) 地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合（分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。）して策定できることを明確化すべきもの<sup>31</sup>
- (カ) 他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

#### 第4 計画策定等における基本的な考え方

国・地方を問わず、一定の政策目標に沿って、国民に行政サービスを提供していく上で、国民に見える形であらかじめ計画等を定め、それに従って個別の施策を実施していくことの重要性は否定されるものではない。

しかしながら、これまで明らかになってきたように、国の各府省がそれぞれの施策を推進する上で、必要とされる役割を地方公共団体に発揮させるための手法として、定められた内容や手続に沿って計画等の策定を求めるとともに、詳細な通知やマニュアル等を示すことで、経営資源に乏しい地方公共団体にとって、必要以上に大きな負担となっていることは重く受け止めるべきである。

また、国が必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、計画等の策定という手法ではなく、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であり、具体的な実行方法はできる限り地方に委ねるべきである。

##### <計画策定等における基本原則>

このため、以下の原則について、政府の方針として定めた上で、各府省自ら遵守に努めるとともに、法令上の措置については、内閣府においてチェックを行うべきである。

国が地方公共団体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、真に必要な場合であっても、計画等の内容や手続については、地方公共団体の判断にできる限り委ねることを原則とすべきである。

併せて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他の

---

<sup>31</sup> 通番9「環境分野における各種計画策定の統廃合」等

地方公共団体との共同策定を可能とすることを原則とすべきである。

#### <計画策定等における留意事項>

このほか、既存の計画等に関するものを含め、計画策定等におけるすべての国の働きかけについては、それぞれの制度を所管する各府省において、以下の点に十分留意することが必要であると考ええる。

- ・ 計画等に関する義務的な国等への協議や報告、公表等の手続について、真に必要なものに限定することとし、原則不要とすること。
- ・ 計画等に関する記載内容やその策定方法、策定に当たっての意見聴取手続等の義務付け・枠付け（実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。）については、私人の権利保護や公平性確保の観点等、真に必要なものに限定すること。
- ・ 計画等の策定に要する地方公共団体の事務負担が、その権限や規模に照らして、適切な水準となるよう十分配慮すること。
- ・ 自治事務に関する計画等に関し、地方公共団体に示されている通知や策定マニュアル等については、技術的助言であることを通知上、明確化すること。
- ・ 計画等に関し、その制度や枠組みを創設あるいは変更しようとする際には、地方公共団体の意見を十分聞くこと。
- ・ デジタル技術の活用による情報連携等を通じ、計画策定等に関する地方公共団体の事務負担の軽減を図るとともに、地方公共団体が計画以外の適切な手法を選択することを可能とする等、デジタル化を通じた地方公共団体の政策立案の効率化を検討すること。

今後、令和4年地方からの提案募集の内容の分析・検討等を進め、計画策定等における基本原則及び留意事項の更なる検討を進めるべきである。

### 計画策定等に関するワーキンググループ 構成員

(五十音順)

足立 泰美	甲南大学経済学部教授
磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院教授
大橋 真由美	上智大学法学部教授
金崎 健太郎	武庫川女子大学経営学部教授
○勢一 智子	西南学院大学法学部教授
原田 大樹	京都大学大学院法学研究科教授

(○：座長)

### 計画策定等に関するワーキンググループ 開催実績

第1回 令和3年11月26日

- ・令和3年の重点募集テーマ「計画策定等」の検討状況等について
- ・計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について

第2回 令和3年12月23日

- ・計画策定等における地方の自主性・自立性の確保に係る見直しの視点について

第3回 令和4年1月21日

- ・計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)について

第4回 令和4年2月10日

- ・計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)とりまとめ

## 第2次勧告における義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマール

- i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- iii 地方自治に関する基本的な準則（民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹）に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
  - a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの
  - b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの
  - c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定（保険と整合的な給付を含む。）のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの
  - d 指定・登録機関の指定・登録（地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る。）に係るもの
  - e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取（協議・調整を除く。）に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの（民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く。）以外のもの
  - f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手続に関するもの

- g 国・地方自治体間の同意（地方分権推進計画（平成 10 年 5 月）第 2 の 4（1）カ（ア）a 及び b に該当するものに限る。）、及び許可・認可・承認（同計画第 2 の 4（1）キ（ア）a から e までに該当するものに限る。）に係る規定（第 1 次勧告の第 2 章「重点行政分野の抜本的な見直し」の勧告事項として盛り込まれた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。）
- v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合



第2次勧告における「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが残さざるを得ないと判断するもののメルクマール

- ア 地方自治体による行政処分など公権力行使（これに準ずるものを含む。）にあたっての私人保護（行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使にあたっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束にあたっての人権擁護、個人情報保護に限る。）、地方自治体による事実証明（証明書、手帳交付）、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
- イ 全国的に通用する土業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許可・認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
- ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの（政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。）
- エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの
- オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定
- カ 刑法で一般的には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定
- キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの

(参考2)

別表1 第3次勧告における計画策定等の分類及び具体的に講ずべき措置（計画等の策定の手続に係るもの）

整理記号及び分類	記号	具体的な規定の内容	具体的に講ずべき措置
cb 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）	別表2を参照	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもののうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く）については、見直しの方針は別表2を参照	別表2を参照
		上記に該当しない場合	廃止
c3 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（cbに該当するものを除く）	①	当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合	(①の場合) 議決、同意の存置を許容 (①～④の場合) 協議・調整・意見聴取等の存置を許容
	②	具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合	
	③	地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合	
	④	地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合	
		上記①～④に該当しない場合	廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c4 計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け	①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合	公示・公告・公表等の存置を許容
	②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合	
	③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合	

	上記①～③に該当しない場合	廃止又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c5 計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付け	—	廃止又は例示化

別表2 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）（別表1cb）についての分類及び具体的に講ずべき措置

分類	記号	具体的な規定の内容	講ずべき措置
協議、同意、許可・認可・承認	1a	法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合	同意を要する協議を許容
	1b	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合	
	1①	法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの	
	1②	国（都道府県）に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国（都道府県）の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの	
	1③	地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自	

		治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの	
	2①	国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村（都道府県）の間の事務配分の特例を都道府県（国）が許容する場合であって、都道府県（国）が特にその処理の適正を確保する必要があるもの	同意を要しない協議を許容
	2②	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合	
	2③	事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国（都道府県）が特にその処理の適正を確保する必要があるもの	
	2④	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの	
	2⑤	同一の事案について国（都道府県）が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国（都道府県）が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの	
	2⑥	私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの	
	3d	刑法等で一般には禁止されているながら特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合	許可・認可・承認を許容
	3e	公用収用・公用換地・権利変換に関する	

		る事務を処理する場合	
	3f	補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合	
	3g	法人の設立に関する事務を処理する場合	
	3h	国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合	
	3①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの	
	4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合	意見聴取を許容
	5①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国（都道府県）が特に把握しておく必要が認められるもの	事前報告・届出・通知を許容
	6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合	
	6②	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合	事後報告・届出・通知を許容
		上記のいずれにも該当しない場合	廃止